

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（機械・隠ぺい部 その他追加工事その2）
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
3 対 象 業 種	空調及び給排水衛生工事
4 工 事 概 要	自動制御設備工事 一式、消火設備工事 一式、昇降機設備工事 外構工事 一式、アスベスト撤去工事 一式
5 工 期	令和9年10月30日まで
6 契 約 金 額	49,822,300円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年9月3日
8 契約の相手方 の住所及び商号 又は名称	東京都中央区八丁堀二丁目11番8号 富士・サンプラント・井上建設共同企業体 （代表者）富士電機E&C株式会社 東京支店 支店長 板倉 一成
9 随意契約締結 の理由	現在、中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）を上記業者にて施工中である。 本改修の施工に際して、詳細な現場調査や解体等を進めた結果、隠ぺい部分において配管のフランジ部におけるアスベストの含有を判明し、撤去工事を行う必要が生じた。 また、外構排水管補修等の対応を行う必要が生じたほか、空調機のインバータ制御の追加、配線等ルート変更にかかる削孔・穴あけ補修等の対応が必要となった。 上記の工事を施工するに当たり、同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在施工中の上記業者が施工することがもっとも有効である。また、経費についても概ね61.0%の削減を図ることができる。 以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号